

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則

平成16年4月1日

規則第28号

最終改正 平成31年4月9日

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者（大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学する者を除く。）で、機構の行う修得単位及び学修成果（専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。）についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。

- 一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
- 二 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 五 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者

(単位の修得方法等)

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- 一 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大

臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、次に掲げる者の場合にあつては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。

イ 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第27条に規定する専門職短期大学を除く。）を卒業した者

ロ 修業年限3年の専門職大学の前期課程（専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第30条第3項に規定する専門職大学の前期課程を除く。）を修了した者

ハ 修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上の専修学校の専門課程を修了した者

二 その他イからハまでに掲げる者と同等以上と機構が認める者

二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

三 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

（学士の学位授与の申請）

第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料32,000円を添え、4月又は10月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。

一 第2条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書

二 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

三 学修成果

- 2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。
- 3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(審査の付託)

第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

- 2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。
- 3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第8条 機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。
- 2 機構が適当と認めるときは、前項に規定する専攻分野の名称以外の名称を付記することができるものとする。

(学位の名称)

第9条 機構から学士の学位を授与された者は、学士の学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第10条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学士の学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学士の学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月12日）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成22年2月10日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月14日）

この規則は、平成25年5月14日から施行し、平成25年度4月期の学位授与申請から適用する。

附 則（平成25年6月11日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月10日）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 12 日）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 9 日）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

文学	教育学	神学	社会学	教養	学芸	社会科学	法学
政治学	経済学	商学	経営学	理学	薬科学	看護学	保健衛生学
鍼灸学	口腔保健学	柔道整復学	栄養学	工学	芸術工学	商船学	農学
水産学	家政学	芸術学	体育学				

別記様式

第 号	独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長 印	（元号） 年 月 日	学 士 （ 〇 〇 ） の 学 位 を 授 与 す る	本 機 構 の 定 め る と こ ろ に よ り 所 定 の 単 位 を 修 得 し 本 機 構 の 審 査 に 合 格 し た の で	氏 生 年 月 日 名	学 位 記